

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度第 1 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 26 年 4 月 8 日（火）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也局長補佐・山本直哉主任
議 題	議案第 1 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 2 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 3 号 平成 27 年 1 月 20 日任期満了に伴う西東京市議会議員選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて 報告事項 西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数の決定について その他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○ 委員長</p> <p>本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 1 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は 3 件、報告事項 1 件及びその他でございます。</p> <p>初めに、議案第 1 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 2 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この 2 件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。 恐れ入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 1 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。</p> <p>本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。</p> <p>西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、2 ページに記載の男性 4 人、女性 3 人の計 7 人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を</p>	

御覧いただければと思います。

続けて、資料3ページ、議案第2号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、4ページに記載の女性が1人、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

以上で、議案第1号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第2号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第1号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と議案第2号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第3号『平成27年1月20日任期満了に伴う西東京市議会議員選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

議案第3号『平成27年1月20日任期満了に伴う西東京市議会議員選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

本案は、平成27年1月20日に任期満了による西東京市議会議員選挙の投票日を平成26年12月21日の日曜日とし、その選挙期日について、同月14日の日曜日に告示するものでございます。

公職選挙法第33条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）第1項の規定により、「地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了に因る一般選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。」と規定されております。この規定により、平成26年12月21日から平成27年1月19日までの間に選挙を執行することになります。期間中に年末年始が入ることもあり、これまでの市議会議員選挙期日決定の経緯などを十分に考慮して、平成26年12月21日に執行することとして提案するものでございます。

なお、この選挙期日の設定につきましては、公職選挙法第 120 条（選挙を同時に行うかどうかの決定手続）第 1 項の規定に基づき 7 ページにあります「任期満了届」のとおり東京都選挙管理委員会に届出を行い、8 ページにあります東京都選挙管理委員会からの「西東京市議会議員選挙の執行について」の通知のとおり単独で執行するようにとの通知を受けております。よろしく御審議をお願いいたします。

また、本件について御決定をいただいた後、西東京市長及び西東京市議会議長宛に選挙期日の通知を行い、また、企画部秘書広報課を通して報道機関にも知らせてもらう予定です。

以上で、議案第 3 号『平成 27 年 1 月 20 日任期満了に伴う西東京市議会議員選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 3 号『平成 27 年 1 月 20 日任期満了に伴う西東京市議会議員選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて』は、この案のとおり決定いたします。

次に報告事項に移ります。

『西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数の決定について』、事務局から説明を求めます。

○ 事務局

恐れ入ります。9 ページをお願いいたします。

『西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者の決定について』を御報告いたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第 10 条（選挙人名簿）の規定に基づき、西東京市農業委員会事務局からの申請に基づいて、毎年 1 月 1 日現在の選挙資格を調査し、「農業委員会委員選挙人名簿」を調製するものでございます。

調製された「農業委員会委員選挙人名簿」につきましては、農業委員会等に関する法律第 11 条（公職選挙法の準用）で準用する公職選挙法第 23 条（縦覧）の規定に基づき、縦覧に付した後、当該年の 3 月 31 日をもって確定することになっております。縦覧期間、時間及び場所等の告示を行った上で、平成 26 年 2 月 23 日から 15 日間（同年 3 月 9 日まで）縦覧に供した後、平成 26 年 3 月 31 日に委員長の決裁を経たもので、ここに御報告するものでございます。

確定いたしました「農業委員会委員選挙人名簿」につきましては、その後 1 年間の農業委員会委員選挙に使用されることとなります。この選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、生年月日及び耕作地の面積が記載されております。

10 ページをお開きください。

平成 26 年 3 月 31 日調製の名簿登録者を「西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数」としたものでございます。

内容は、町名別の世帯数、男女別の登録者数及び耕作面積の一覧表になっております。一番下の合計数により御説明いたします。平成 26 年 3 月 31 日現在の西東京市 農業委員会委員 選挙人名簿 登録者数は、世帯数が、268 戸、名簿登録者数は、男性 349 人、女性 287 人の合計 636 人となっております。

耕作面積につきましては、14,183 アールとなっております、前年との比較においては、世帯数で 2 戸減、男性が 1 人増、女性が 18 人減の計 17 人減となっております。また、耕作面積につきましては、183 アールの増となっております。

参考といたしまして、11 ページに「西東京市農業委員会委員選挙人名簿登載世帯数及び人口」として、西東京市農業委員会による地区別に、西東京市農業委員会による申請に基づく平成 26 年 1 月 1 日現在の世帯数、名簿登録人員数を一覧としたもの、12 ページに農業委員会等に関する法律第 11 条（公職選挙法の準用）で準用する公職選挙法第 23 条（縦覧）第 1 項の規定に基づく選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第 57 号）の写し、13 ページに農業委員会等に関する法律第 14 条（委員の解任の請求）第 5 項の規定による選挙人名簿登録者数の 2 分の 1 の数の告示（告示第 62 号）の写しをそれぞれ添付してまいりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上で、『西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数の決定について』の報告とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、報告事項『西東京市農業委員会委員選挙人名簿登録者数の決定について』は終わります。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

平成 26 年 4 月 1 日付けの人事異動では、昇任の発令はありましたが、選挙管理委員会事務局は異動がなく、1 人欠員のままです。

平成 26 年第 1 回西東京市議会定例会予算特別委員会が 3 月 14 日から同月 26 日まで開催され、3 人の議員から質問がありました。

1 人目の議員からは、投票区の見直しによって投票所が変わり、高齢者の方が不便だと言っているのと何とかならないかとの質問でした。

私からは、投票区の見直しの際に投票所はできるだけ投票区を中心にするようにした、重い障害のある方や要介護 5 の方は郵便投票という制度がある、また時間の余裕のある期日前投票を利用してもらいたいと答弁しました。

それに対し、議員からは次回の投票区の見直しの際は、この様な方への配慮をお願いしたいとの意見がありました。

2人目の議員からは、今回の東京都知事選挙の際に、投票所で転んでけがをした方がいたが対応はどうしたのか。また、雪かきで建設業界の組合に雪かきの依頼は行わなかったのかとの質問でした。

私からは、けがをされた御本人に電話し自宅に伺った。雪かきはしっかり行っていたこと、市の見舞金の制度があることを伝え、聞き取りの結果、御本人の不注意があったと思われると答弁しました。また、雪やインフルエンザ等で投票事務が行えないなどの不測の事態が生じた場合は、管理職も動員して市全体で選挙執行の対応を行う予定であると答弁しました。

3人目の議員からは、ポスター掲示場の謝礼金の予算があるが、どういうものかとの質問でした。

私からは、投票区の見直しに伴って、ポスター掲示場は基本的に公有地に設置するようにしているが、工事等でその土地が使えないこともあり、その際に謝礼の品を送るためのものである。また、一部民間の法人の土地にポスター掲示場の設置をしており、そこに謝礼をしているとの答弁をしました。

さらに議員からは、選挙では、候補者は選挙公報やポスター掲示で主張を伝えている。

ポスター掲示場の設置場所が、あまり目立たない公園であったり、特定のところに集中していたりする。

投票率の向上を図る意味からも民間地の使用を行うべきと考えるがどうかとの質問がありました。

私からは、現在、一部のポスター掲示場の変更を考えている。御意見として承り、委員会で検討すると答弁しました。

さらに議員からは委員会に民間地を使うことを提案して、9月に補正予算を計上することを期待するとの意見がありました。

このことについて、委員の皆様のご意見を伺えますでしょうか。

○ 委員

ポスター掲示場の設置を基本的に公有地にした背景にはどのような理由がありますか。

○ 事務局

投票区の見直しに伴って、ポスター掲示場は、247か所から229か所に減少しました。民間地の所有者の中には、幅約7メートルのポスター掲示場を最大2か月設置しておくことを嫌がる方もいます。また、過去には一度許諾を得ていた場所が、相続等により断られたこともあります。

このような理由により解散・辞職等による急な選挙にも対応するため、安定的な設置場所として公有地に設置することを基本にしたという背景があります。

○ 委員

投票区の見直しに伴って、ポスター掲示場を基本的に公有地にした背景は理解しました。ポスター掲示場の設置場所については、今後もこの考え方で良いかと思えます。

○ 委員長

委員より意見をいただきましたが、御異議はございますか。

○ 各委員
異議なし。

○ 委員長
では今後も、ポスター掲示場の設置場所については公有地に設置することを基本といたします。
この考え方の下で、ポスター掲示場設置場所の変更が必要と思われる場所については随時検討を行ってください。

○ 事務局
分かりました。
その他の選挙管理委員会関連の予算の質問はなく、3月28日の本会議で平成26年度予算は成立いたしました。
個人演説会の開催が可能な会場に対し、適切に指導してほしいとの陳情が出されましたが、参考配布となり、常任委員会での審査は行いませんでした。
選挙運動の一つである個人演説会における公営施設の使用について、関係各課の課長及び担当者等を対象に説明会を開催し、西東京市議会議員選挙の対応を万全にしようと考えております。
平成26年4月15日、明るい選挙推進委員の方の任期更新に伴う委嘱状の交付を行います。委員長から委嘱状を渡していただきますが、委員の皆さんにも御出席をお願いしたいと思います。
平成26年4月30日に都市選連総会が自治会館で行われます。
報告は以上です。
次回の開催はいかがでしょうか。

○ 委員長
では、次回は平成26年5月13日午後10時からといたします。

○ 事務局
事務局からは以上です。

○ 委員長
事務局からの連絡等は終わりました。他にないようですので、本日の平成26年度第1回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。
御苦労様でした。

午前11時00分 終了

以上